

さらに、基本構想や基本計画に位置付けた、まちづくりの中心となる拠点施設のハード整備や、地区の持続的発展や活性化を企図したにぎわいづくり等のソフト事業を、市町村が県と「個別協定」を締結して実施する際には、市町村に対して財政的支援を行う。

平成26年10月から平成29年2月までに9市6町3村と包括協定を締結し、市町村や地域住民と共に基本構想の検討を進めてきた。〈表8〉〈表9〉

【表8 包括協定を締結し、協働でまちづくりを進めている市町村】

(平成29年2月末現在)

市町村名	包括協定締結年月日
天理市	平成26年10月17日
大和郡山市	平成26年11月19日
桜井市	平成26年12月22日
奈良市	平成27年1月23日
五條市	平成27年2月20日
橿原市	平成27年3月20日
大和高田市	平成27年7月6日
高取町	平成27年7月31日
御所市	平成27年8月4日
三宅町	平成27年9月17日
明日香村	平成27年10月15日
宇陀市	平成27年12月25日
大淀町	平成28年2月22日
川西町	平成28年8月2日
王寺町	平成28年8月18日
御杖村	平成28年9月2日
川上村	平成29年2月16日
広陵町	平成29年2月27日



平成27年度には桜井市の4地区（近鉄大福駅周辺地区、大神神社参道周辺地区、中和幹線粟殿近隣周辺地区、長谷寺門前町周辺地区）、五條市の2地区（五條中心市街地地区、五條病院周辺地区）、天理市の3地区（天理駅周辺地区、朝和・柳本校区を中心とした南部地区、福住校区を中心とした高原地区）において、平成28年度には桜井市の桜井駅周辺地区、大和郡山市の近鉄郡山駅周辺地区、橿原市の和八木駅周辺地区において、それぞれ基本協定を締結し、具体的な事業計画の検討を進めているところである。

【表 9 基本協定を締結している地区】

地区名	基本協定締結年月日
桜井市近鉄大福駅周辺地区	平成 27 年 7 月 31 日
桜井市大神神社参道周辺地区	平成 27 年 10 月 19 日
桜井市中和幹線栗殿近隣周辺地区	平成 27 年 11 月 20 日
五條中心市街地地区	平成 28 年 2 月 22 日
五條市五條病院周辺地区	
桜井市長谷寺門前町周辺地区	平成 28 年 3 月 31 日
天理市天理駅周辺地区	
天理市朝和・柳本校区を中心とした南部地区	
天理市福住校区を中心とした高原地区	平成 28 年 5 月 6 日
桜井市桜井駅周辺地区	
近鉄郡山駅周辺地区	平成 28 年 8 月 25 日
橿原市大和八木駅周辺地区	平成 28 年 12 月 12 日

(イ) 取組事例

具体的に事業単位で個別協定を締結し、事業を実施している地区もある。

桜井市中和幹線栗殿近隣周辺地区では、医療・福祉・防災の新拠点施設の整備を行い、平成 28 年度に桜井市保健福祉センター「陽だまり」及び奈良県広域消防組合桜井消防署がオープンした。この事業において県は、県有資産を現行の減額基準からさらに 20%減額して貸付・譲渡を行うとともに、耐震改修を含めた施設のハード整備に対する財政支援を一部行っている。天理市天理駅周辺地区では、天理駅前広場の整備工事が進んでおり、平成 29 年 4 月にオープンを予定している。橿原市医大周辺地区では、医大新キャンパスアクセス道路の整備も進んでいる。これらについても県はハード整備に対する財政支援を行っている。〈表 10〉

また、農産物の販売や屋台などを出店しダンスや音楽、親子で楽しめるイベントなどを開催して集客を図ってまちのにぎわいを形成する「マルシェ」や、移住・定住を促進するイベントなど、ハード事業のみならずソフト事業に対する支援も実施し、人の集まるにぎわいのある空間づくりを推進している。〈表 11〉

【表 10 ハード事業、県有資産貸付・譲渡事業】

地区名	事業内容	事業実施状況
桜井市中和幹線粟殿 近隣周辺地区	医療・福祉・防災の新拠点施設の整備	・平成 28 年 8 月 桜井市保健福祉センター「陽だまり」オープン ・平成 29 年 1 月 奈良県広域消防組合 桜井消防署 開署
天理市天理駅周辺地区	天理駅前広場整備	平成 29 年 4 月オープン予定
橿原市医大周辺地区	医大新キャンパスアクセス道路整備	平成 28～34 年度実施予定



桜井市保健福祉センター「陽だまり」



天理駅前広場整備イメージ

【表 11 ソフト事業】

地区名	事業内容	事業実施年度
天理市天理駅周辺地区	天理マルシェ	平成 27 年度～
天理市福住校区を中心とした高原地区	移住・定住促進イベント	平成 28 年度～
桜井市桜井駅周辺地区	桜井駅周辺バリアフリー基本構想策定	平成 28 年度～
御所市中心市街地地区	御所マルシェ	平成 28 年度～
大和郡山市昭和工業団地地区	新たな雇用創出・企業連携促進事業	平成 28 年度～



天理マルシェ



Go-Say (ごせ) ラグビーマルシェ

(ウ) 取組の意義・先進性

県と市町村のまちづくりを構想策定から事業実施まで一体的に取り組むことにより、まちづくりを効果的かつ効率的に展開する全国的に例のない取組である。市町村にとって、段階的に協定を締結して構想や計画を県と協働で策定することにより、まちづくりの目的意識が明確化されるとともに、その方針や取組が県と合意したものであることを対外的に打ち出すことにより、地域の機運醸成につながるといったメリットがある。県にとっても、県の方針（まちづくりの方向性）と合致するプロジェクトが県内各市町村において進むとともに、まちづくりの重要な要素と考えられる県道や県有施設の整備活用といった県事業と市町村事業を一体的に実施することにより、事業の相乗効果が見込まれるといったメリットがある。

また、協定を締結した市町村が構想段階から県と一体的に検討していくことにより、市町村においてまちづくりに関する技術的ノウハウの蓄積が期待される。例えば、県が提供する他府県の先進事例等幅広い情報の提案などを受けることにより、より広い視野での事業実施が可能となる。県は、まちづくりを進めるにあたっての検討体制の整備や具体的な取組の提示、地域住民との合意形成の手法など、県内各地でまちづくりを実施している経験から、他地区の現場で学んだ経験やノウハウ等を活かし市町村へ提案している。また県においても、市町村が主催するまちづくり検討協議会等に県職員も参加することによって現場感覚が磨かれ、県職員のまちづくりの資質向上に効果がある。

さらに、県と市町村の首長同士が協定を締結したのち、地区ごとに検討体制を整備して構想や計画づくりを行うしくみとなっているため、医療、福祉、産業振興など分野横断的な検討が行われやすい環境がつけられている。また、市町村のまちづくり拠点として、県有資産や県有地を活用できる等の効果もある。

④ 今後の展開イメージ・取組の方向性

中心拠点への都市機能の集約や低未利用地の活用、地域資源を活かした地域活性化、公共施設のファシリティマネジメント等の県の方針（まちづくりの方向性）と合致する取組について、包括協定の締結、まちづくり基本構想及び基本計画等の策定等、まちづくりの実現に向けて、引き続き推進していく。〈図28〉

各地区においては、にぎわいのあるまちづくりの実現など、地区に応じた成果指標（KPI）設定等、まちづくりの効果検証ができるしくみづくりを検討している。

まちなぎわいの創出や効果的かつ効率的なまちづくりを推進するため、ハード整備後の運営管理も視野に入れた持続可能性のあるまちづくりを進めていく（〈図29〉）。また、PPP（公民連携）の手法も取り入れ、収益を生み出すしくみづくりを工夫していく。